

令和元年度第4回総会（月例）議事録

日 時	令和元年6月27日（木） 午前10時開会																											
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																											
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>上四元 正昭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td>室屋 智美</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	上四元 正昭			仮屋 幸孝	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男			弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦			鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美		
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																											
有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗																										
上四元 正昭																												
仮屋 幸孝	園山 一則	堂免 修																										
豊留 辰男																												
弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛																										
中村 秀彦																												
鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫																										
室屋 智美																												
欠席委員 （1名）	横峯 明人																											
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、二俣、原口</p> <p>主 事 塩田</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																											
農政総務課	主 幹 萩原 主 査 浜田																											
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 																											
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（管財課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 7 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 8 農業振興地域整備計画全体見直しについて 																											

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、横峯委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、上四元委員、豊留委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～8 ページ 13 件	
議 長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：農業廃止、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号3号、和解、所有権移転、共有物分割。 なお、番号3に関しましては、番号6読み上げの後、事務局より補足説明を行います。 番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号6号、和解、所有権移転、共有物分割。 事務局より補足説明を行います。

事務局	<p>この件につきまして、事務局より補足説明を行います。</p> <p>番号3及び番号6は、同一申請者より同時申請が行われた案件でございます。</p> <p>該当農地は、全て4名の共有で、持分が各4分の1となっております。今回の譲受人3名は、残り1名の持分権者との間で、農地の共有物分割に関し紛争となっております。</p> <p>平成25年12月27日、鹿児島簡易裁判所において、今回の申請譲受人3名が、それぞれ持分3分の1の割合で共有取得することで裁判上の和解が成立しました。和解にあたり、今回の申請者3名は、残り1名の持分権者に対し、代償金を支払うことが条件となっていました。平成26年1月17日、和解調書指定の口座に入金を完了していることを、振込通知書原本確認の上、写しを徴取したところです。</p> <p>譲受人3名は、この和解に基づき、今回3条許可申請を提出してきたものです。</p> <p>農地の権利移転に関しましては、譲渡人・譲受人の共同申請でなければならない旨、農地法施行規則第10条第1項本文に規定がありますが、裁判による判決確定や、和解により権利取得する場合は、譲受人のみで申請が可能である旨、同条第1項第2号に規定されております。今回は当該規定に基づき、譲受人側からの申請となっているものです。</p> <p>以上で番号3及び番号6の補足説明を終わります。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、自作地以外交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>この件について、補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲受理由の欄に自作地以外交換とありますが、渡人は、受人所有の山林と、当該農地を交換するものです。</p> <p>番号12号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>6ページの番号7ですが、譲受人は耕作面積が0となっておりますが、この方は新規就農者とは違うのですか。</p>
喜 入 支 局	<p>この方は、実際今、親の名義の農地をずっと耕作しております。自分名義の農地を取得する申請なので、新規就農者は省かせていただきました。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
4 番 委 員	<p>先程補足説明がございました番号3、6号ですが、譲受理由の欄の記載の仕方ですが、先程の説明だと4人の共有農地について、1人の持分4分の1を他の3人の方がそれぞれ3等分して、12分の1ずつ取得をして、それに対して代償金を支払ったという話でしたね。取得原因が、無償取得か有償取得かで、無償取得なら贈与で、有償取得だったら本来は、物々交換なら交換だろうし、金を払えば売買という形になります。裁判所の和解ですから、監査委員で話がまとまって、その手続きがあったのはわかるのですが、譲受理由として書くのであれば、有償譲渡であれば、売買という書き方にしないでいいのですか。</p>
事 務 局	<p>今回の番号3、6号の申請書につきましては、過去10年間の3条許可申請を確認したところ、ここ10年間ではなかったもので、初めての案件でございます。確かに4番委員のご指摘の通り、金員を払うことで、残りの4分の1について、残り3名の持分権者の方が、取得をするという形になっておりましたので、この形式だと本来は、和解を通してとは言え、売買の形式の乗っ取ったものでございます。譲受理由のところですが、今回は単独申請であったこと、これは電算処理で入れるのですが、譲受理由の中に和解というコードがあったものですから、最終的には売買により権利が移転するものなんですけど、その主たる原因となるものが和解だったために、譲受理由のところには和解というコード入れさせていただいた次第でございます。</p>
4 番 委 員	<p>譲受、譲渡理由は、他のを見れば、規模拡大、労力不足ですから、なぜこういうことをされたかという契機になった理由を聞きたいということです。あくまでも所有権移転の共有物分割とこれだけかますことはできないのでしょうか。記載の仕方だけの問題なんですけど、事務局が問題なければ、別に異論はないんです。</p>

事務局	<p>確かに、所有権移転で共有物分割に関して争いがあったということで、今回このような書きぶりをさせていただいた次第でございますが、これまで先例がなかった事案ということもございまして、本日の総会ではこのような記載をさせていただきました。ただ今後、同様の事例があった場合ですが、最終的には売買により、権利が移転しているので、この譲受理由、譲渡理由については、今後同様の案件が出た時には、事務局内部で再度協議をして、修正するべきであれば、修正をしたいと考えております。</p>
4 番 委 員	<p>今後の参考にしていただければいいのですが、譲受、譲渡理由と権利の種別と内容を書くのであれば、譲受、譲渡理由のところと共有物分割という形にしておいて、権利の種別と内容のところと、所有権移転売買という書き方になるのかなと思います。参考にして下さい。</p>
事務局	<p>ご教授ありがとうございます。今後、4番委員のご指摘を受けまして、同様の事案が出た時には、ここの書きぶりについては、再検討させていただきたいと考えております。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 9ページ～10ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」吉野の番号5号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、吉野、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：通路、通路189.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…宅地、別件5条申請地、南…私道、北…本人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この案件と13ページの第5条番号5号が関連するので、引き続きご説明申し上げます。</p> <p>番号5号、権利の種別：使用貸借権設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟94.95㎡、庭敷地224.01㎡、通路等60.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…別件4条申請地、西…貸人畑、南…私道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この2件につきまして、補足して、ご説明申し上げます。</p> <p>4条では、父親が、市道から自宅に通じる通路として、189㎡を転用するといった申請であり、5条では、娘が、父親との使用貸借権設定で、一般住宅を建築するにあたり、先程、父親が転用申請した通路の一部60㎡を通行承諾を得て、利用するといった申請でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、転用目的・施設等：肥料置場、肥料置場535.00㎡、通路等723.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…山林、西…農道、南…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は郡山支所から北東へ約4キロに位置する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地の「その他農地」に該当します。</p> <p>申請人は、所有する申請地に貝殻を粉砕した土壌改良剤を貯留するために転用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	10ページの番号2ですが、肥料置場となっていますが、肥料が流れ出したりとかそういった心配はないのか、何か枠を作るとか、そういった施設も作らないのですか。

郡山支局	土壌改良剤については、雨水などで流れ出しにくいものでございまして、境界につきましても、5mの緩衝地を設け、土留で対応するとなっております。
9番委員	先程11番委員がおっしゃいました貝殻を集めるわけですね。その貝殻を集めた後は、どういうふうな利用をするのでしょうか。
郡山支局	申請人は、貝殻で作った粉末、有機石灰ということで、それを知人の方から頂いて、そこに仮置きして、自分の畑で使用するということでした。
議長	貝殻の粉末だそうです。よろしいでしょうか。
9番委員	一時的な仮置場なんではないでしょうか。ずっと引き続き仮置場として使うのでしょうか。もし、一時的であれば、4条許可を申請する必要はないのではないかと思います。その点はどうか。
郡山支局	申請人は、一時仮置場ということで、2年間位を目途に肥料置場にするということでした。
9番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件及び議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号5号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 11ページ～18ページ 17件	
議長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど吉野の1件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の16件について審議していただききたいと思います。 まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：駐車場、駐車場98.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は現地調査の際、駐車場として無断転用されていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後はこのようない事がないよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号2号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟106.82㎡、庭敷地等326.18㎡、東…里道、西・南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟94.40㎡、庭敷地等165.60㎡、東…市道、南…他人畑、西…鉄道用地、北…鉄道用地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、通路、通路715.26㎡、車庫3棟442.71㎡、法面等2,383.43㎡、東…里道、西…宅地、南…県道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>現場立会いの際、当該地が通路の一部として使用されておりました。</p> <p>農地法の許可手続きをせず転用していたことから、始末書添付のうえ許可申請させ、今後は農地法の転用許可を受け、このようなことがないよう強く指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場756.00㎡、アンテナ敷地4.00㎡、東・西…私道、南…市道、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請人は、ゴルフ場を経営しており、隣接する申請地を、従業員用駐車場として、転用を行うものです。</p> <p>転用面積760㎡のうち4㎡につきましては、携帯電話会社がアンテナ敷地として使用していますが、当該転用行為については、農地法上、許可不要となっており、許可権限者に対して、事前に事業計画書等の提出を行うことになっております。</p> <p>また、所有権移転後も、当該敷地を継続使用する旨の申出書が、譲渡人、譲受人及び携帯電話会社より提出されております。</p> <p>番号7号、賃借権、設定、駐車場、駐車場156.00㎡、資材置場58.26㎡、通路等559.74㎡、東・南…市道、宅地、西・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟123.00㎡、法面76.04㎡、庭敷地等412.44㎡、東…渡人畑、西…里道、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、通路、通路6.59㎡、東・南…渡人畑、西…公衆用道路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟100.20㎡、庭敷地等180.80㎡、東…別件5条申請地、西…宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、所有権移転、贈与、通路、通路162.00㎡、東…宅地、他人畑、西…別件5条申請地、渡人畑、南…市道、北…渡人畑、境界…側溝、雨水…私道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場120.00㎡、転回場473.00㎡、法面等880.00㎡、東…原野、水路、西・北…市道、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.7kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、近隣で主に貸切バスなどの貨物運送業を営む法人で、自社の駐車場が手狭となったため、大型バスの駐車場として買い受けるものです。また申請地は、渡人が相続する以前に、亡父がすでに廃材置き場として転用していたことから、今回始末書添付の上申請されたものです。申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場350.00㎡、事務所1棟152.00㎡、通路等3,756.00㎡、東…他人畑、里道、西…水路、原野、南・北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、事務局から図面でご説明いたします。</p>
松 元 支 局	<p>この件につきまして、図面でご説明させていただきます。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約3.8kmに位置する、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地の南側には宅地があり、西側には法人の事務所と資材置場がありますが、周囲200メートル内は山林に囲まれております。</p> <p>申請人は申請地付近に本社を置く、主に土木工事や建設業を営む法人です。</p> <p>現在付近にある本社での業務が手狭であるため、申請地を買い受け事務所・宿舍・駐車場として転用するものです。</p> <p>農地は2筆あり、面積は3,575㎡で、隣接する山林の一部と一体利用し、総面積は4,258㎡です。</p> <p>申請地には、東側に事務所1棟と宿舍を建築し、北側と西側にはそれぞれ10tダンプ5台ずつを駐車します。そのほかの場所については大型車両が出入りするための通路、及び転回場として申請地全てを利用する予定です。</p> <p>また、汚水は合併浄化槽へ、その後排水については南側にあります里道側溝へ流す計画となっており、現在、土地利用調整課において都市計画法29条の協議中です。</p> <p>以上です。</p>

3 番 委 員	<p>続きです。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟102.68㎡、庭敷地等384.32㎡、東…他人畑、西…宅地、南…渡人畑、他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2kmに位置する第1種農地のおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は現在借家住まいのため、叔父の土地である申請地を買い受け、自宅を新築するものです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電2,028.88㎡、法面等961.12㎡、東…原野、他人畑、西…山林、農道、南…農道、北…原野、山林、境界…土留、雨水…農道側溝。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北東へ約3.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。規模としましては、太陽光パネル324枚、発電出力49.5kWで約9世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成31年3月に受けております。</p> <p>また、九州電力から工事負担金の請求を受けて、12月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1,729.00㎡、東…他人畑、他人田、西・南…他人田、河川、北…宅地、境界…土留、雨水…河川放流。本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、東へ約600mに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。規模としましては、太陽光パネル324枚、発電出力49.5kWで約9世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成31年3月に受けております。</p> <p>また、九州電力から工事負担金の請求を受けて、12月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>番号17号、賃借権、設定、資材置場、貸資材置場715.00㎡、型枠置場92.00㎡、駐車場等381.00㎡、東・西…市道、南…県道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>11ページの番号1ですが、説明されたかもしれませんが、この件について始末書は付いているのですか。</p>

議 長	始末書添付という説明がありました。
9 番 委 員	わかりました。 17ページの番号15、16ですが、相当前にそれぞれの役所、九電からの許可を得ていたわけですが、今になって新しく作るということだと思いますが、直接これとは関係ないかもしれませんが、九電に売り渡す電力の料金は、相当前に決めてあったわけですが、いくらなのかというのはわかれば教えてください。
5 番 委 員	今、7円です。最初は48円。前申請しているからで、今はできませんよ。
8 番 委 員	前申請していたから、18円位と聞いております。
5 番 委 員	2年前は18円位です。
9 番 委 員	現在は7円で、この時点では18円だったとおっしゃっておられますが、九電は、もう原発も動かしているというようなことから、こういった太陽光発電による電力を買わないと。去年の10月頃から、電力が余る時には、こういった太陽光の発電は買わないと言っているわけです。実際そういうのは、何十日間かやっているんです。そうしますと、こういった電力を作って、九電に売っている会社は、非常に困るわけじゃないですか。莫大な投資をして作った発電施設から、できた電力を九電は買わないということになれば、大変なことになるというふうに私は思うんです。それでもなおかつ、18円になったとしても作らざる負えない理由というのは、何かあるのでしょうか。
議 長	それは、わかりません。前もって、九電からも経産省からも許可をもらっているのが出てくるわけです。今から申請する人は出ないでしょう。それでもやっぱり作る人が今いるそうです。それは、会社の決定です。作る人でないとわかりません。
9 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡を超える番号13号、第1種農地である番号14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件	
19ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件	
20ページ～25ページ 9件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：キンチク竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、18年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、70年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：住家2棟、47年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、44年経過、現況宅地。住家1棟、51年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：1750-9：法面として約20年経過、現況雑種地。1753-1：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：10082-2：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。10113：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：住家1棟、27年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 農地利用変更届出に関する件 26ページ 1件	
議 長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和元年7月1日、工事終了日：令和元年7月31日、周囲の状態：東・西…宅地、南…里道、北…水路、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.8m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件 27ページ～43ページ 32件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>42ページ、番号30号につきましては、11番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、11番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(11番委員離席後)</p> <p>それでは、番号30号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>番号30号、地目：田、面積339.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和元年6月28日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号30号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、11番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(11番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの31件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年6月28日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権18件24,607.00㎡、うち新規17件22,216.00㎡、賃借権14件41,154.00㎡、うち新規10件33,209.00㎡、合計32件65,761.00㎡、うち新規27件55,425.00㎡となっております。</p> <p>次に28ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が13件、1年から3年未満、3年が各2件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、27ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が6件、5年が4件、3年が2件、3年から5年未満、5年から10年未満が各1件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権36筆、賃借権29筆、計65筆。面積は、田29,171.00㎡、畑36,590.00㎡、計65,761.00㎡うち更新分は、10,336.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は32人。うち更新分は5人となっております。</p> <p>次に31ページから43ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 相続税の納税猶予に関する件 44 ページ～45 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、13 番委員お願いします。</p>
13 番委員	<p>資料の 44 ページをお開きください。</p> <p>対象農地は、2 件とも市街化区域内の農地であり、この調書は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から 20 年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除するという、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この制度を利用すると、申請人は 3 年に 1 度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ届け出るようになっております。</p> <p>今回 2 件の申請があり、去る 6 月 13 日に私、15 番委員、事務局職員 4 名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。</p> <p>まず、番号 1 につきましては、相続開始は平成 18 年 9 月 30 日であり、今回が 5 回目の申請でございます。</p> <p>今回、調査いたしました特例適用農地は、現況畑であり、ナス、ピーマン、エダマメ、オクラ、トウモロコシ、里芋を作付中でありました。</p> <p>次に 45 ページをお開きください。</p> <p>番号 2 の相続開始は平成 21 年 9 月 30 日であり、今回が 4 回目の申請でございます。</p> <p>調査いたしました特例適用農地は全て現況畑でありました。</p> <p>特例適用農地 1 は、ビニールハウスが 4 棟あり、そのうち 1 棟は被覆がございませんでした。3 棟はホウレン草を作付予定、1 棟(被覆なし)はトウモロコシ、キュウリ、ニラ、青ジソ、ナスを作付中でした。露地には、赤ジソ、里芋、ジャガイモを作付中でした。</p> <p>特例適用農地 2、3、4 は続き地であり、ビニールハウス 3 棟のうち、1 棟はホウレンソウを作付予定、2 棟はトマト、キュウリ、ピーマン、オクラ、インゲンマメを作付中でした。また、露地にはカボチャ、ニガウリ、サツマイモ、トマトを作付中でした。</p> <p>特例適用農地 5、6 も続き地であり、深ネギ、青ジソ、里芋、ピーマン、エダマメ、ニラ、ナス、スイカ、キュウリ、紫イモを作付中であり、ヒオウギ、ビワ、キンカンを植付中でした。</p> <p>従いまして、今回 2 件の各特例適用農地において、申請者が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「相続税の納税猶予に関する件」２件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題 9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 5 件		
議	長	<p>次に、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>まず、谷山、14 番委員をお願いします。</p>
14 番委員		<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、下福元町木屋宇都地区にあり、谷山支所から西南西へ約 3.3 km に位置し、東側は里道、西側は雑種地、南側は宅地、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、東桜島、17 番委員をお願いします。</p>
17 番委員		<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、携帯電話基地局</p> <p>4. 現況、申出地は、黒神町宇土地区にあり、東桜島支局から北東へ約 8.4 km に位置し、東・南・北側は貸人畑、西側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、吉野、13 番委員をお願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、川上町原ノ園地区にあり、吉野支所から北へ約2.3kmに位置し、東側は雑種地、西側は市道、南側は貸人畑、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、携帯電話基地局</p> <p>4. 現況申出地は、入佐町大久保地区にあり、松元支所から南西へ約2.6kmに位置し、四方は貸人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部近接地であるが、県の除外対象要件にあたることから、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況申出地は、直木町杉畑地区にあり、松元支所から南西へ約2.7kmに位置し、東・南は宅地、西は他人畑、宅地、北は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 10. 令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）について 別冊資料 3	
議 長	<p>続きまして、議題 10. 「令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料 3 をご覧ください。</p> <p>「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>この「目標・活動計画」につきましては、先月の総会において審議していただきました「評価・点検」と同様に、毎年度、6月30日までに公表することになっておりますので、本日の総会において、ご承認いただいた後、市のホームページにて公表し、国へ報告をすることといたします。</p> <p>それでは1ページをお開きください。</p> <p>内容につきましては、先日6月7日の合同委員会において皆様へ提示し、協議決定しました「最適化に関する指針」と同じでございます。指針が3年をめぐりにたてた計画で、こちらの活動計画は、1年ごとの計画となりますことを申し添えます。</p> <p>それでは、中身を読上げます。</p> <p>平成31年4月現在の農業委員会の状況です。</p> <p>農家・農地等の概要についてですが、農家数、農業者数につきましては、農林業センサスに基づいた数字でございますので、お目通し願います。</p> <p>経営数につきましては、認定農業者171、基本構想水準到達者35、認定新規就農者17、農業参入法人3となっております。</p> <p>続きまして、耕地面積 田1,540ha、畑1,690ha、計3,230ha。経営耕地面積1,481ha、遊休農地面積 田198.2ha、畑363.3ha、計561.5ha。農地台帳面積 田1,540ha、畑1,690ha、計3,230ha。</p> <p>農業委員会の平成31年4月1日現在の体制でございますが、任期満了年月日が平成31年4月28日迄。新制度に基づく農業委員会の農業委員の定数が19人に対して実数が19人、うち認定農業者11人、認定農業者に準ずる者7人、女性1人、中立委員1人となっております。</p> <p>農地利用最適化推進員定数18人に対して実数が18人、地区数が9地区となっております。</p> <p>2ページ以降につきましては、6月7日の合同委員会において、「最適化に関する指針」の方で取りまとめられたものの1年毎の数字になっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10、「令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 46ページ～47ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	報告します。46ページです。 照会日：令和元年5月23日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年5月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10 番 委 員	報告します。47ページです。 照会日：令和元年6月5日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定め のない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年6月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 鹿児島市長（管財課）から照会のあった農地等の現況について 48ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（管財課）から照会のあった農地等の現況につい て」 それでは、谷山、14番委員お願いします。
14 番 委 員	報告します。48ページです。 照会日：令和元年6月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域 内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年6月17日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。

3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 49ページ～50ページ 2件	
議 長	<p>続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 まず、本庁、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が4月9日に提出されものですが、申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)611㎡、転用目的は宗教施設です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内の農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。 その他の土地利用計画との関係」ですが、「申請に係る土地は、市街化区域内に所在する農地であるため、転用の際は農地法第5条第1項第6号に基づく届出が必要であるが、平成31年4月11日付けで農地転用届出書が提出され、平成31年4月23日付けで受理通知書を交付済みである。」と回答しました。 以上のとおり、土地利用調整課へ6月6日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、谷山、事務局お願いします。</p>
谷 山 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が4月9日に提出されものですが、申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(田)1,225㎡、(畑)240㎡、転用目的は分譲宅地造成及び駐車場利用です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内の農地です。 次に3の欄の「その他の土地利用計画との関係」につきましては、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条第1項第6号に基づく届出が必要である」と回答しました。 以上のとおり、土地利用調整課へ5月20日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。</p>
4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 51ページ～53ページ 12件	

議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	51ページをお開きください。 報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は12件です。 登記地目別では、田23筆、12,911.00㎡、畑24筆、15,455.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が12件。権利の種別は、所有権が12件。農業委員会によるあっせん等は、無が12件となっております。 52ページから53ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 54ページ～61ページ 29件	
事 務 局	54ページをお開きください。 報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、店舗等、その他が各1件、合計2件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、共同住宅が4件、駐車場、その他が各1件、合計27件となっております。 55ページは、4条関係2件、56ページから61ページは、5条関係27件の内容です。お目通しをお願いいたします。
6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 62ページ～64ページ 8件	
事 務 局	62ページ「報告事項6」をお願いします。 令和元年5月28日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。 これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和元年6月1日から貸付の始期が始まるものです。 使用貸借権6件7筆3,539.00㎡、賃借権2件3筆2,875.00㎡、合計8件10筆6,414.00㎡となっております。始期は令和元年5月28日からになります。 今回の分は、4月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。 63ページから64ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。

**7. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について
別冊資料4**

事 務 局	<p>報告事項7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、4月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の4月期については、訪問戸数151戸、うち不在7戸、調査回答戸数144戸、貸出希望7戸105.13アール、借入希望、貸出・借入・中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数1,897戸、うち不在64戸、調査回答戸数1,814戸、貸出希望120戸2,805.17アール、借入希望20戸1,239.00アール、貸出実績6戸83.07アール、借入実績3戸28.59アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
-------	---

8. 農業振興地域整備計画全体見直しについて

別冊資料5

農政総務課

それでは、報告事項8 農業振興地域整備計画全体見直しについてご報告いたします。

別冊資料5をご覧ください。

昨年度から本市では、農業振興地域整備計画の全体見直しを行っております。農業振興地域整備計画については、本市では昭和46年度に農業振興地域の指定を受けて、鹿児島農業振興地域整備計画を策定し、これまで農業の振興発展や集落環境の整備に努めてきたところです。

今回の全体見直しは、昭和47年に計画策定後、平成17年度に見直しを行ってから10年以上が経過していることや地域社会の変化等を踏まえた上で、本年度に改定するものです。

資料の黄色の見出しの農業振興地域についてですが、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用の見地から、総合的に農業の振興を図るべき地域として県が指定することとなっております。

また、その下の段の農用地区域については、農業振興地域内において、今後おおむね10年以上にわたり農用地等として利用すべき土地を市が定めることとなっております。

今回の全体見直しでは、本市としては、農業生産の確保を図るうえで、優良農地については、今後も引き続き良好な状態で維持、保全し、かつ有効利用していく必要があると考えております。

このため、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や県農業振興地域整備基本指針などの関連法令に基づき、「優良農地を守る」ことを基本として見直すこととしております。

その優良農地に位置付けている土地が農用地区域のことではありますが、資料の真ん中の緑色の見出しのところに農用地区域として定める土地として5つ挙げております。

その中には、10ha以上の集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行に係る区域内の土地などがありますが、例えば、10ha以上の農用地が優良農地として位置づけられているのは、ひとかたまりの団地の中で農業生産が行われると、ほ場の間の移動時間が短くなったり、大型の農業機械を使うことができることで、農作業の効率が上がりますので、農用地に指定するようになっております。

②に以下については、お目通し下さい。

次に、本市の農業振興地域整備計画における用途区分面積についてですが、平成31年1月時点で言いますと、本市全体の面積が54,758haで、その内訳として、農地や採草放牧地を含む農用地区域が3,469ha、農振地域内の農振白地が、26,559ha、祖霊外の農業振興地域外が24,730haとなっております。市全域に対する農用地区域の割合は6.3%、農業振興地域は54.8%となっております。

左側の一番下の農用地区域の除外についてですが、今回行っている全体的な見直しは、地権者や地域社会の土地需要の変動等に伴って、農用地区域の除外を含めた計画ではありますが、農用地区域の除外が必要な場合においても、周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行うべきものであり、右側の上部に記載してある

5つの要件を満たす場合に限り、農用地区域から除外することができるとなっております。

その農用地区域の除外の要件としては、①にあるように農用地区域外の土地に替えることが困難な場合や②の総合的な利用に支障を及ぼす恐れがない等の要件を満たす必要があります。例えば、②については、原則として農用地区域の外周部の土地であれば除外が可能であります、そのことが農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼす恐れがないと判断される必要があります。

③以下については、お目通し願います。

また、次のような農用地区域からの除外は避けるべきであるとされている例について、ご説明いたします。

Aの歯抜け除外は、1つの歯抜け除外を認めると他の農振除外を誘発する可能性があり、ほ場整備地区を単位としたところであれば農地保全が困難化することが考えられますので、できる限り回避するものとなっております。農用地区域の端の方から除外することが望ましいです。

Bの飛び地除外は、農用地区域の中を穴抜きの除外するもので、農用地区域の外周部とも接しておりません。飛び地除外の影響は、先程説明した歯抜け除外がもつ影響に比べてもはるかに大きいものであり、原則は除外できないこととなっております。

Cの農用地区域の集団性を無視した除外は、団地間の通作にも支障が生じてしまいかねないなど、農用地区域の集団性が、著しく損なわれることとなりますので、原則としては、除外はできないこととなります。

Dの農用地区域が袋地となる除外は、道路と接する部分を除外すると奥の農用地区域への進入路がなくなり、営農に支障を来す恐れがあることから、原則としては除外できないこととなります。

右下に記載してある全体見直しの考え方についてですが、農用地区域は、農業以外の土地利用が規制される区域であることから、不当に私有財産権が制限されることがないよう情勢の変化などに適切に対応することが要請されます。本市では昨年基礎調査を行いました、そこで、今回の全体見直しにおいては、以下の4項目を考慮することとします。

①農地の遊休化・農業者の高齢化等の社会情勢の変化

②山林原野化した農地などを農用地区域から除外

③将来的に農地として活用する見込みがないなどを除外

④農用地区域へ新たに編入の4項目を考慮しながら、全体見直しを行ってまいります。

以上で報告を終わります。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてご説明いたします。お手元に配布いたしております「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてという資料をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、平成23年7月の農地部会及び振興部会で申し合わせがなされております。この申し合わせに基づき、今年度の編集委員をお願いするものでございます。</p> <p>それでは、資料の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、1番目の「かごしま農業委員会だより」の発行についてでございますが、農業委員会の広報を目的に、年1回、12月に発行し、農地台帳に登載されている全農家と関係機関等に6,300部、配布しております。</p> <p>編集担当者は農業委員6名と事務局職員でございます。</p> <p>次に、2番目の「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてでございますが、令和元年度の編集委員は、伊敷地区、吉野地区、中央地区、桜島地区、喜入地区、松元地区より各1名選出することになります。</p> <p>最後に3番目の今後のスケジュールについてでございますが、該当する地区は、7月の地区推進協議会で編集委員の選出をしていただきます。なお、8月から10月までに3回編集会議を開き、12月中旬に関係者に配布したいと考えております。編集会議の日時についてですが、8月から10月までの各総会終了後に開催する予定です。皆様から了承をいただきたいと思っております。よろしくご説明いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>利用権設定に係る「あっせん確認の押印」につきましては、昨年度から実施していますが、先日照会がありましたので、ご案内します。</p> <p>利用権設定申請において、あっせん活動を行った農業委員又は推進委員につきましては、「利用権設定様式」中「あっせん農業委員・推進委員署名」欄に署名の上、当事者の一方からあっせん活動を受けた旨の確認印を押印していただく形式となっています。</p> <p>あっせんを行った農業委員又は推進委員が結果的に利用権設定の当事者の一方となった場合、確認印欄はどのようにすればよいのかの案内でございます。</p> <p>県農業会議に照会したところ、そのような場合はあっせん活動を行った農業委員・推進委員ではない、もう一方の当事者が押印することが望ましいとの見解でした。</p> <p>この申請様式は、年度末支給となっている成果報酬に関する証明資料であること、成果報酬の財源は国補助対象となっており、国（会計検査院）の監査の際、適正に補助事業を執行しているかの資料となりますので、委員でない方に押印していただきますようお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・令和元年度第5回総会（月例）開催日時は、 7月26日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時25分）</p>